

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 13 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2011～2014

課題番号：23402027

研究課題名(和文) 発展途上国・新興国における知的財産権保護戦略の経済学的調査研究

研究課題名(英文) An Economic Study on Protection of Intellectual Property Rights in Developing and Emerging Countries

研究代表者

土門 晃二 (Domon, Koji)

早稲田大学・社会科学総合学院・教授

研究者番号：00264995

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、アジア諸国(主に中国、韓国、ベトナム、タイ、インドネシア)の知的財産権侵害の実態を現地調査で明らかにし、その経済学的な特性を捉えて、先進国と途上国・新興国間での取締りの協調関係構築の可能性について考察した。それらの考察は、利害関係者への詳細なインタビュー、アンケート調査、公表データに基づいており、工業製品(模倣部品)、食品(日本食材)、コンテンツ(音楽CD・ファイル)、技術特許における知的財産権侵害が対象となった。

研究成果の概要(英文)：This research considered infringements of intellectual property rights by field research in Asian developing and emerging countries, and obtained characteristics of illegal trades and behaviors in the infringements. By doing interviews and collecting samples and official data, we focused on counterfeit parts, fake ingredients of Japanese food, illegal copies and files of music content, and patents of environment technologies. Furthermore we examined the possibility of cooperation to combat infringements between developed and developing countries.

研究分野：経済学

キーワード：知的財産権

1. 研究開始当初の背景

(1)リーマンショックの影響を受けながらも、新興国経済は順調な成長軌道にあり、その状況で知的財産権侵害の被害も大きな注目を浴びようになっていた。そのような中で、この問題を取り上げた経済学的な考察はほとんどなく、また分析の基礎となる詳細な模倣・模造品市場の現状把握も行われてこなかった。

(2)知的財産権の重要性は、TPPのような国際貿易協定の中でも認知されており、特に途上国と先進国の利害対立が激しく、先進国の一方的な主張は意味をなさない状態であり、相互のメリットがある解決策が求められていた。現地調査による関係者の行動誘因を詳細に分析することで、実行可能な解決策が得られると考えられた。

2. 研究の目的

(1)本研究は、途上国・新興国における知的財産権保護について現地調査を行い、先進国を含めた世界経済の成長のための誘因両立的な保護戦略について考察するものである。途上国・新興国の市場規模の拡大により、先進国の輸出する財・サービスおよび技術移転・環境技術の知的財産権保護、また途上国・新興国自身の産業育成のための知的財産権保護の重要性が高まっている状況で、必要不可欠な研究である。

(2)途上国・新興国でWTOへの加盟などにより法的な整備はなされてきたが、取り締まりがほとんどなされていないのが実態であり、世界経済の成長への足かせになりつつある。法整備だけではなく、現実を踏まえた実効可能性のあるメカニズムを考察する必要性が増しおり、そのことについて経済学的考察を行う。

3. 研究の方法

(1)新興国の経済成長センターであるアジア諸国で現地調査を行い、実際に知的財産権侵害の発生している現場に赴き、取引関係者と政府関係機関へのインタビュー、市場調査を実施する。

(2)調査地域においてワークショップ・コンファレンスを開催し、現地消費者の意見を聞くとともに、規制当局を入れて知的財産権侵害の有効な処方箋について議論する。先進国と途上国の置かれた状況を考慮に入れて、実行可能性の高いものを検討する。

4. 研究成果

(1)模倣部品市場の現地調査によって、模倣部品の流通経路・種類、供給・需要誘因について明らかにした。流通経路は、模倣部品生産者からの物以外に、破棄されるべき規格外部品があり、また闇市場での修理工場や駐

車中のバイクから盗まれて出回る正規部品の存在も明らかになった。供給・需要誘因として、高額な正規品を買えない需要者の所得制限が存在し、一方で模倣部品ではあるが正確な品質情報を伝える修理工場の存在がある。模倣部品の場合、消費者を騙すために情報の非対称性があると想定されるが、その想定は部分的には誤りであり、騙す行為は一部にしか存在しないことも明らかになった。

(2)新興国で、模倣(パッケージやロゴのコピー)ではなく、オリジナル・ブランドを構築しようとする新規参入企業が、低品質の模倣部品供給者に市場を奪われ、ブランド構築の支障になっていることが関係者へのインタビューで判明し、またモデル分析でも裏付けができた。知的財産権の取締りが存在しない模倣部品・正規部品市場での競争で、ナッシュ均衡下において中レベルの品質を提供できるオリジナル・ブランド企業が、利益を上げることができない可能性があることが分かった。そのような状況では、中級品質レベル企業は、模倣部品を供給して利益を上げていることも分かった。また、完全な取締りが行われる場合に、中級品質レベル企業がオリジナル・ブランドを用いて利益を得る誘因が存在する条件を導き出した。

(3)日本食品・食材の模倣食品市場において、生産者、卸・輸入業者、飲食店の間で生じている情報の非対称性について、詳細な現地調査結果を得ることができた。生産者と卸・輸入業者の間では食品に関する品質その他の情報はほぼ行き渡っており、一方で日本人スタッフの居ない現地資本の飲食店と中小の卸・輸入業者の間に、非対称性が存在しており、模倣食品が多く流通していることが分かった。また、調査地である東南アジアを見ると、模倣食材の生産・供給は中国を中心として国際分業体制の下で行われているケースが多く、パッケージの巧妙なコピーは中国で生産され、販売国において原料(違法ではない)と組み合わせることで模倣食品を供給している実態が判明した。

(4)日本食レストランに対するアンケート(ベトナム、インドネシア、タイ:合計約300サンプル)の統計分析により、食材調達における障害になっているものとして輸入食材調達における模倣食品・事故食品(賞味期限切れや不完全保存食品)が有意な値を示しており、一方で日本ブランドの利益への好影響があり、食材の現地化が進む中で難しい食材調達に直面していることが分かった。

(5)タイ・ラオス国境、ベトナム・中国国境、シンガポール・インドネシア国境における密輸の実態を調査し、その取締りの難しさを明らかにした。山岳地帯と島々が点在する海では、完全な取締りはほぼ不可能で、取締

りのための政府予算が限られている途上国では、密輸のための往来が容易にできている。そこでは、規模の大きな密輸はコンテナ等を使うために難しく、かさばらない小さな模倣品を何度（毎日のように）も密輸する方法が取られている。密輸で成り立っている町が存在し、取締りの難しさを物語っている。また、コンテナを使った密輸でも、税関が密輸品であることを証明することが難しい場合が多いことも判明した（国際的に税関が情報を共有するコンピューター・システムが存在している）。

（６）クリーン開発メカニズム（CDM）プロジェクトでの技術移転に関する先行研究で扱われて来なかったホスト国の法制度・政治的要因が CDM プロジェクトでの技術移転への影響を分析した。先行研究では、PDD での技術移転に関する記述がないものは分析の対象外とされたり、記述のないものを技術移転なしと扱われたりしている。しかし、技術移転について記述していないプロジェクトが 24% も存在し、「移転がない」と記述するには、なんらかの理由・意図があると考えられ、技術移転に関する記述は必須事項ではないので、記述がないことは実際のプロジェクトで技術移転がなかったとは限らない。そのため、技術移転あり、移転なし、記述なしの 3 つの選択肢を考慮して多項ロジットモデルで定式化した。推定結果は、ホスト国の所有権や知的財産権が強いと、技術移転が起こりにくくなること（統計的に有意に、技術移転ありの確率が低下 / その他の確率が増加）を示していた。しかし、法制度・政治的要因の指標として利用した LP の影響は有意ではなかった。ホスト国の政治・法制度などの基礎的な環境は、CDM プロジェクトでの技術移転には影響がなく、ホスト国の「技術」に関連する法制度である所有権や知的財産権などのより関連のある法律に影響を受ける。特に、ホスト国内の知的財産権の保護が強いと、技術移転が起こる可能性が低くなることが明らかになった。

（７）音楽コンテンツの違法コピーおよびファイル共有のデータ分析を行い、新興国・途上国の情報通信環境による違法行為の違いについて制度的な要因を考慮して考察を行った。その結果の主な結果は、インターネット接続速度によって違法 CD とファイル共有の利用頻度が説明でき、また、違法に音楽コンテンツを入手できても、各国ともオリジナル CD の購入量には変化がないことが分かった。このことは、好みのミュージシャンの音楽は、必ず一定量オリジナル CD で保有する傾向があることを意味している。さらに、通常違法行為は男性の方が有意に高い水準を示すのであるが、音楽コンテンツに関しては男女差に有意な差のないことが分かった。

（８）知的財産権保護の実行可能な政策を考える場合、途上国の企業・消費者の被害に注目し、政府当局に必要性を訴えることが重要であることがワークショップを通して明らかになった。食品や医療品のような健康に直接影響のある場合、国内世論を背景に現状でも取締りは非常に厳しく、今後その他の分野で国内企業・消費者の被害が大きくなる場合、取締り強化に動くことが十分に考えられる。先進国政府・企業が協力することで先進国と途上国の両者がメリットを受ける機会が増えたと予想される。実際に一部では、日本企業の現地当局との協力体制は動き出していることが分かった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 1 件)

Sawada, E. and S. Managi. 2014. "Effects of Technological Change on Nonrenewable Resource Extraction and Exploration." *Journal of Economic Structures* 3 (1): 1-12.

〔学会発表〕(計 5 件)

Koji Domon, Giovanni B. Ramello, and Alessandro Melcarne, "An Empirical Analysis on Counterfeit Foods in Southeast Asian Countries," The 14th International Conference of the Japan Economic Policy Association, Tokyo, November 2015.

Koji Domon, Giovanni B. Ramello, and Alessandro Melcarne, "Piracy in Asian Countries," The 14th International Conference of the Japan Economic Policy Association, Tokyo, November 2015, The 2015 annual congress of the Society for Economic Research on Copyright Issues, Glasgow, September 2015, and The World Congress of Comparative Economics, Rome, June 2015.

土門晃二「模倣食品市場の経済分析 東南アジアにおけるフィールドワークによるケース・スタディー」日本経済政策学会第 72 回全国大会、2015 年 5 月

土門晃二「中国を中心とした模倣食品供給の国際分業」第 12 回日本知財学会、2014 年 11 月

〔図書〕(計 5 件)

Ikemoto, Yukio, Koji Domon and Tran Dinh Lam, eds. *Small and Medium-sized Enterprises: The Way to Success*: VNU-HCM Publishing House, June 2014.

Nobuko Kawashima, "Copyright as an Incentive for Creativity? The case of contemporary visual arts," in Janet

Chan and Kerry Thomas (eds), Handbook of Research on Creativity, Edward Elgar, January 2014.

河島伸子「ユーザーの創作活動と著作権法の相克」河島他編著『変貌する日本のコンテンツ産業』ミネルヴァ書房、2013年10月。
河島伸子「現代美術と著作権法 インセンティブ論に関する一考察」同志社大学知的財産法研究会『知的財産法の挑戦』弘文堂、2013年10月。

Koji Domon, Tran Dinh Lam and Simrit Kaur, ed., Intellectual Property Rights in Developing Countries: Conference Proceedings, Vietnam 2012, VNU-HCM Publishing House, March 2013.

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ディスカッション・ペーパー

Koji Domon and Kazuo Yoshida, "Incentives for Counterfeit Spare Parts: A Vietnam Case Study in Motorcycle Industries," Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=2510232>, October 2014.

コンファレンス発表

Koji Domon and Michael Yuan, "Transnational Counterfeit Food Production in Asia," 2014 Annual Conference, Intellectual Property Rights in Developing Countries: Counterfeit Food Industry in Asia, Vietnam National University of Social Sciences and Humanities Ho Chi Minh City, Vietnam, September 2014.

Koji Domon and Michael Yuan, "Food for Thought: Food Problems and IPR's Role in Their Solutions," 2nd International Conference on IP Rights in Developing Countries, JETRO Bangkok, December

2013.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

土門 晃二 (Domon, Koji)
早稲田大学・社会科学総合学術院・教授
研究者番号：00264995

(2) 研究分担者

河島伸子 (Kawashima, Nobuko)
同志社大学・経済学部・教授
研究者番号：20319461

馬奈木俊介 (Managi, Shunsuke)
東北大学・環境科学研究科・准教授
研究者番号：70372456

堀江進也 (Horie, Shinya)
神戸大学・経済学研究科(研究院)・講師
研究者番号：50633468